

令和6年1月31日  
午後1時00分

## 障害者相談支援事業等に係る消費税の取り扱いについて

本市がこれまで消費税非課税事業と認識し、社会福祉法人などへ委託して実施してきた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)に基づく障害者相談支援事業等は、消費税課税対象事業であったことが判明しました。

### 1 概要

- (1) 令和5年10月4日付、こども家庭庁・厚生労働省発出の事務連絡「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について」が通知され、障害者総合支援法第77条および第78条を根拠として市町村が行う障害者相談支援事業等については社会福祉法第2条第2項および第3項で規定する社会福祉事業には該当せず、消費税関係法令上、他に非課税とする旨の規定もないことから、消費税の課税対象であることが明確に示されました。
- (2) この通知により、本市において平成24年の社会福祉法改正以降これまで当該事業を消費税非課税事業と認識してきたことは誤認であったことが判明しました。

### 2 今後の対応

対象事業に係る過去5年分の消費税相当額を算定し対象事業者に支払う方向で調整しています。

- ・対象事業者:8法人
- ・対象期間:平成30年度～令和4年度
- ・消費税概算額:約23,087千円

問い合わせ先 一関市役所  
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号  
福祉部福祉課 坂本寿究子  
TEL 0191-21-8355 FAX 0191-21-4150  
e-mail fukushi@ctiy.ichinoseki.iwate.jp